

= 尼崎市職員労働組合との交渉状況 =

論 矣

平成 27 年度第 4 号
通 算 第 543 号
平成 27 年 10 月 22 日

尼崎市役所総務局
人事管理部給与課

平成 28 年度向け合理化等について

9 月 28 日午後 3 時 40 分から午後 5 時 10 分まで、中央公民館小ホールにおいて、平成 28 年度向け合理化等について交渉を行った。

今回の交渉の主な目的

従前より、翌年度向けの各事務事業の見直しに関する提案は、実施時期の半年前までに行うことを労使の間で確認してきていることから、本年度においても平成 28 年度実施に向けての事務事業の見直し等について提案を行った。

組合への提案

平成 28 年度向け合理化等について（メモ）

[別紙](#)

具体的な交渉内容

1 平成 28 年度向け合理化等について

協議の要旨

当局から、平成 28 年度向け合理化等提案項目の具体的内容について説明した後、協議を行った。

提案項目は、次のとおり。

- 1 公衆便所等清掃業務の見直し（経済環境局）
- 2 小学校給食調理業務の見直し（教育委員会）

| 組合の主張 | 当局の回答 |
|---------------------|---|
| 各見直し項目に係る効果額はどの程度か。 | 公衆便所等清掃業務の見直しについては約 700 万円、小学校給食調理業務の見直しについては約 1,500 万円を見込んでいる。 |

| | |
|---|--|
| <p>今回の提案メモに諾否期限が示されていないが、いつまでに諾否を判断すればよいのか。</p> | <p>合理化提案においては例年諾否期限を示していないところであり、今回も具体的な日程までは決めていないが、概ね平成 28 年 1 月末ぐらいまでに諾否を示していただければと考えている。もっとも、支部協議において異なる事情があれば、それを尊重したい。</p> |
| <p><u>公衆便所等清掃業務の見直しについて</u> 提案メモにある「短時間勤務職員」とは、再任用短時間勤務職員ということか。</p> | <p>30 時間勤務のポストであり、基本的には再任用短時間勤務職員が配置されるものであるが、実際には今年度は O B 嘱託員も配置されている。</p> |
| <p>公衆便所等清掃業務を委託した後の現業職の再任用職場はどう考えているのか。</p> | <p>具体的には今後検討していくこととなると思うが、再任用職員についても通常の収集業務を担ってもらうことが基本と考えている。</p> |
| <p>再任用職員も通常の収集業務を担うということは、フルタイム勤務をしていくということか。当局はフルタイム勤務の希望が増えるといった認識を持っているのか。</p> | <p>通常の収集業務についてはフルタイム勤務が基本となっている。また、年金受給開始年齢の引上げ等も考慮すると、今後はフルタイムの希望が増えるものと考えている。</p> |
| <p>再任用職員も通常の収集業務を担うと言われても、どのような業務に携わっていくのかが分からない。具体的なビジョンを示していただきたい。</p> | <p>通常の収集業務が基本であるが、原局からは例えば収集区域の見直しなど体力面等を考慮しながら検討していく意向と聞いている。</p> |
| <p>定年前の職員であっても、加齢に応じた体力面の考慮をこれまでも行ってきているところであるが、最近は職員の高齢化によりかつては若手職員が担っていた業務を 40～50 歳代が担っているというのが現状である。再任用職員も定期収集業務を担うことになると、この状況がさらに加速することになってしまう。</p> | <p>そういった部分も含めた執行体制について、今後十分に検討していきたい。</p> |
| <p>単に定期収集業務に組み入れるのではなく、別の手法はないのか。</p> | <p>基本的には再任用職員にも通常の収集業務を担ってもらうことになると考える。</p> |
| <p>新たな事業を作って、新たに短時間勤務ポストを作らないのか。</p> | <p>そのようなことは考えられない。</p> |
| <p>フルタイム勤務しかないのであれば、仕事を続けられない者も出てくるのではないのか。また、職員から短時間勤務の希望があればそれに応えることができるように、委託の段階的実施の時期を遅らせるといった考えはないのか。</p> | <p>短時間勤務の希望に対してもできる限り対応する必要はあると認識しているが、必ずしも希望通りにいくわけではない。また、そのためにこの事業の委託時期を遅らせる考えはない。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>当分の間は現業職員の定年退職者はあまりいないとはいえ、いずれ多くの定年退職者が出てくる。そのときに委託を止め、直営に戻すということはあるのか。</p> | <p>そのような理由で、委託を直営に戻すということは考えにくい。</p> |
| <p>今回の委託は提案型事業委託制度によるものということであるが、そうすると目的は市民サービスの向上である。委託後、市民サービスの向上が見られない場合は、直営に戻すこともあり得るのではないか。</p> | <p>市民サービスの向上が委託の目的であることから、それに反するような場合は、直営に戻すかどうかは別として、目的が果たされるよう何らかの対応を行うべきと考える。</p> |
| <p>小学校給食調理業務の見直しについて 当初は1校のみの委託予定ではなかったか。退職動向を見て委託を実施するのであれば、2校も委託する必要はないのではないのか。</p> | <p>退職予定者は2人であり、その人数のみを考えた場合は、1校の委託という考え方もあるが、これまでの年度途中の急な退職や事務転職等を考慮すると、ある程度の余裕を持つ方が良いという最終的な判断である。</p> |
| <p>退職動向に合わすという約束ではなかったのか。2人の退職であれば、計算上は1校のみの委託にかなり得ないはずである。</p> | <p>確かに人数のみで考えればそうであるが、今年度から始まった給食室整備後の直営校においては、全員が出勤しているにもかかわらず頻繁に職員応援要請があったということも考慮した上での判断である。</p> |
| <p>事務転職による欠員を考慮するのであれば、委託校を増やすのではなく、過去に調理師であった栄養士を再び調理師に戻すことによって対応すればよいのではないか。当該対応に伴う栄養士の欠員については、臨時的任用職員によって対応できるはずである。</p> | <p>栄養士を調理師に戻す考えはない。また、臨時的任用職員による対応についてはこちらで判断できることではない。</p> |
| <p>委託校の数を決定する際に事務転職を考慮するというのでは、事務転職を増やして委託を進めていくということになりかねないのではないのか。</p> | <p>委託と事務転職とは全く別のものであり、委託の調整のために転職させるということはある得ない。</p> |
| <p>今年度、調理師からは4人が転職試験を受験すると聞いている。仮に4人全員が転職試験に合格すれば学校調理現場に欠員が生ずることになるが、その場合の対応策を示して欲しい。</p> | <p>仮に学校調理現場において欠員が生じた場合には、臨時的任用職員で対応することが基本と考えている。</p> |
| <p>今回委託する2校はどのように選定したのか。</p> | <p>食数の多さ等を考慮したと聞いている。</p> |

| | |
|--|---|
| <p>その他</p> <p>公営事業所が平成 28 年度から公営企業化するとの方針を聞いているが、そうなれば職員の勤務条件にも関わる問題となる。合理化案件と当局は捉えていないからかもしれないが、なぜ本日、その部分の提案がないのか。</p> | <p>公営事業所の公営企業化に向けた方向性があること、また、現在、公営企業化に際しての課題を整理している段階であるということを経路から聞いている。</p> <p>そのような状況であることから、本日の交渉の議題としては取り上げていない。</p> |
| <p>公営企業化にあたっては多くのことを決定していかなければならないにもかかわらず、未だに提案すらできないというのはどういうことか。精力的な協議をしていくためにも、できる限り早期の提案をしていただきたい。</p> | <p>提案の具体的な日程を示すことはできないが、協議できる材料が整った段階で、勤務条件の変更が生じる項目については協議していく。</p> |

課題解決への方向性

組合は委託した後の業務の進捗管理の重要性とともに、それを行うための職員配置の必要性について言及した上で、支部での判断を尊重する考えを示した。今後は支部協議を中心に進めていくこととした。

2 その他

| 組合の主張 | 当局の回答 |
|--|---|
| <p>コンビニ交付等市民窓口改善事業について</p> <p>偽装請負の疑義が解消されなかったこと、戸籍業務やサービスセンター業務の委託そのものの是非、マイナンバーに係る業務と併せての委託実施は現行人員では対応が困難であるとの理由で、現時点での支部協議は決裂となった。この件について、当局はどのように考えているのか。</p> | <p>支部協議は完全に終了したわけではないものと認識しており、今後も必要な協議を継続していく。</p> |
| <p>マイナンバー交付事務について</p> <p>マイナンバー交付事務については、今後非常に多くの業務が見込まれることから、十分な人員配置が必要である。国勢調査で実施するような全庁的な応援体制の構築、あるいは任期付職員の採用といった対応をとることができないのか。</p> | <p>人員体制については、全庁的な応援体制の構築や任期付職員の採用も選択肢の一つとして考えられると思うが、現実的には臨時的任用職員での対応が基本となっていくものと考えている。</p> |
| <p>マイナンバー交付事務のために4係設置すると聞いているが、それぞれに係長を置くことはできないのか。</p> | <p>現在、業務量査定等を行っているところであり、現段階では確定的なことは言えない。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>土曜日対応にかかる勤務体制について、変形労働時間制勤務職場としないこと、一旦定められたシフトから振替えが実施された場合の振替えに伴う超勤手当については本庁職場と同様の取扱いとすることを確認したい。</p> | <p>原局からは、土曜日出勤のある週については、同一週内の月～金のうちの1日を、勤務を要しない日としてシフトを作成すると聞いており、いわゆる変形労働時間制勤務職場としない方向性であることを確認している。また、振替えについても、本庁職場等と同様の考え方にて対応していくこととなる。</p> |
| <p>交通局からの転籍について</p> <p>交通局の民営化に伴う交通局の運転手に関する対応は現在どうなっているのか。</p> | <p>交通局からは、現在4回目の面談中と聞いている。</p> |
| <p>市長事務部局への転籍を希望した者について、安易に受け入れるということはしないでいただきたい。</p> | <p>交通局としても、希望した者を安易に転籍させることはしておらず、転籍にあたっては面談を重ねる中でしっかりと判断をしているところである。</p> |

以上
(給与課)

平成 28 年度向け合理化について（メモ）

H27. 9 .28

1 公衆便所等清掃業務の見直し（経済環境局）

(1) 目的

公衆便所等清掃業務について、さらなる市民サービスの向上及び効果的な運用を行うとともに、現在の欠員状況の解消を図るもの。

(2) 実施内容

公衆便所等清掃業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

(4) 人員

短時間勤務職員 20 人

なお、段階的な委託により、人員は H28 年度に 8 人（2 台分）、H29 年度に 4 人（1 台分）、H30 年度に 4 人（1 台分）、H31 年度に 4 人（1 台分）の計 20 人（5 台分）となる。

2 小学校給食調理業務の見直し（教育委員会）

(1) 目的

小学校給食調理業務の効率化を図るもの。

(2) 実施内容

難波の梅小学校及び立花小学校の給食調理業務について業務委託を行う。

(3) 実施時期

平成 28 年 4 月 1 日

(4) 人員

正規職員 4 人

以上
（給与課）